

「ふね遺産」（推薦様式）：A4一枚に収め、それ以上は別途資料添付して下さい。

No.(*)	内容	備考
1. 対象物・資料の名称・所属または所有者	対象物：大阪市の渡船 所有者：大阪市建設局及び大阪港湾局	
2. 対象物の作成・存在時期	明治24年 大阪府が「渡船営業規則」を定め、監督取り締まり 明治40年 安治川、尻無川など29渡船場について市営事業として大阪市が管理	
3. 現状 (写真添付)	<p>令和2年では渡船場8か所約150万人の方が利用している。なお、本路線は認定道路の一部であり、無料で利用できる。又、廃止された渡船も顕彰碑の設置等、その歴史を後世に伝えている。</p>  <p>【甚平渡船場】</p>  <p>【千歳渡船場】</p>  <p>【落合上渡船場】</p>  <p>【難波島渡し跡】</p>	
4. ふね遺産認定基準の該当項目(**)	【認定対象】(1) 【認定基準】(9)	
5. 歴史的・工学技術的意義	<p>水都大阪には多数の河川があり、人々の通行のための渡船は江戸時代から始まる。</p> <p>明治24年 大阪府が「渡船営業規則」を定め監督取締りを行う。</p> <p>明治40年 29渡船場を大阪市営事業として大阪市が管理。</p> <p>昭和10年頃 渡船場31か所、保有船舶数69隻（機械船32隻、手漕ぎ船37隻）年間利用者は歩行者が約5752万人、自転車等が約1442万台</p> <p>しかし、道路をはじめとする都市施設が整備され、モータリゼーションの進展により、渡船の利用は次第に減少。</p> <p>令和2年 渡船場8か所（うち、大正区に7か所も集積）15隻の船で約150万人の方が利用している。</p> <p>現在も生活に欠かせない交通手段の1つとして、生活の足になり動く橋として今なお親しまれ、日々利用している。なお、廃止された渡船も顕彰碑の設置など、その歴史を後世に伝えている。</p>	
6. 参考資料・文献 (本表に収まらない場合は別途添付する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市ホームページ「<a href="#">大阪 渡船場マップ</a>」、「<a href="#">渡し場の跡</a>」、「<a href="#">運航時刻表</a>」、「<a href="#">大正区の渡船</a>」</li> <li>・毎日新聞掲載記事（令和3年9月22日）</li> <li>・まいどなニュース掲載記事(<a href="#">その1</a>、<a href="#">その2</a>、<a href="#">その3</a>)</li> </ul>	

(\*) No.は学会で記載します。

(\*\*) ふね遺産認定基準の【認定対象】と【認定基準】の項目の内、該当する最もふさわしい項目一つを、文頭の番号で記載して下さい。